

創刊号

宮代町 農業委員会だより

平成23年2月号 No.1



私たち、『農業委員』です！



宮代町農業委員会
会長 中野 勝栄

宮代町の皆様におかれましては、日頃から農業委員会の活動に対し、ご理解とご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

また、本日ここに宮代町農業委員会だよりを関係各位のご協力の下、無事に発行することができ、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、農業委員会は『遊休農地発生防止の取組の強化』、『意欲ある農業者の育成』、『元気で活力のある地域づくり』、『農のあるまちづくり』と食の安全・安心への取組』及び『新規就農の推進と後継者対策新たな展開』を重点として積極的に取り組んでいます。

これからも、『農のあるまち。宮代』をさらに発展させるべく、全力で取り組んで参りますので、ご支援、ご指導をお願い申し上げます。

遊休農地の解消に向けた取り組み



作業前はこのような状況でした



2~3m ぐらいある草を刈りました



畑一面にそばの白い花が咲きました



サポーターと一緒に種まき



お楽しみの収穫となりました

宮代町農業委員会では、平成14年度から「農」のあるまちづくりを推進し、農業・農地の持つ多面的機能を維持・発揮していくため、町内の遊休農地の解消を図るとともに、優良農地の確保・保全を研究・検討することを目的に活動を実施しています。

今までは、農業委員のみで活動していましたが、「農」のもつ公益的機能や農のある風景を守り、持続していく活動の裾野を広げていくために、今年度からは住民の皆様とともに活動することとし、サポーターを募集して、6名のサポーターと共に活動しました。

サポーターの年齢層は30代と60代。就農希望の夫婦や営農を学ぶためのサラリーマンの参加もありました。

今回は、今までに取り組んだことのないくらい荒れた遊休農地だったため、サポーターの皆さんが作業できるか心配でしたが、とても一生懸命作業に取り組んでくれました。サポーターの皆さんと共に活動することにより、町の農風景を支えるための多くの課題を共通認識できたことは、今後の活動方針においても大きな成果であったと思います。



遊休農地解消対策研究会
会長 富田 高治

農業委員会視察研修

11月10日(水)にさいたま市にある(有)若谷農園と富士見市の視察研修を行いました。

今回の視察先は、町内農業の課題でもある『担い手の育成支援』と『農業生産基盤の整備』を先進的に実施している場所を選定しました。

(有)若谷農園

若谷農園は、主に小松菜・くわいを栽培しており、特にエコファーマー取得農場として、農薬の低減や自家製たい肥による土づくりを行い、消費者に安心・安全で喜んでいただける新鮮野菜づくりに取り組んでいます。今回の視察の目的である『担い手の育成支援』について農園の代表である若谷さんは「さいたま市農業委員であり、担い手となる人材育成にも力を入れていきます。町の担い手育成に非常に参考になりました。」



富士見市 第一土地改良区・南畑土地改良区

両土地改良区とも「県営ほ場整備事業」として採択され大型機械による近代的な低コスト大区画ほ場整備事業を行った結果、農業生産基盤の整備が実施されております。このような事業を参考に町の生産基盤が向上されるよう、要望してまいります。



農業委員会建議

農業委員会では、町内の農業の発展と農のあるまちづくりの更なる推進を図るため、10月12日に町に対して建議(要望)を行いました。

建議の主な内容は以下のとおりです。



建議内容(抜粋)

- 一、担い手(認定農業者・新規就農者)支援
 - 1 新規就農者に対する総合的な支援体制の確立・実施
 - 2 担い手農家への農地の集約
- 二、土地改良・基盤整備について
 - 1 用排水路・農道等の未整備地区における整備の早期実施
 - 2 用水路の老朽化に対する早期修繕対策の実施
 - 3 農地・用水路等への粗大ゴミ等の不法投棄に対するパトロールの強化
 - 4 各用水路の水質検査の実施
- 三、農産物生産支援について
 - 1 農産物直売所の移転
 - 2 転作に対する経済的支援の拡充
- 四、国・県への要望
 - 1 米価の安定の国への要望
 - 2 戸別所得補償制度の拡充と継続についての国への要望
- 五、農地改良対策(一時転用)
 - 1 不法投棄に対する条例による規制の実施
 - 2 耕作放棄地対策の強化

新規就農者組合

あぐりねつとみやしろ設立

去る10月14日に『あぐりねつとみやしろ』の設立総会がJA南彩宮代支店で開催されました。

この組合は、自らの意志で新たに農業を生業として営むことを選択し、宮代町内で就農を果たした新規就農者で組織され、会員8名で発足しました。

設立総会では、庄司博光町長から「皆さんは、日々努力され、農業に対する熱い情熱で果敢にチャレンジされてきた。これまで培ってきた経験を、ぜひ、宮代の農業のために活かして欲しい」との激励の言葉をいただきました。



平成22年10月14日 設立総会

また、代表となった福田^{ひろし}さんは、「会員相互に栽培技術の研鑽はもちろんのこと、自助・互助・公助の精神で農業経営の安定を目指し、「農」のあるまちづくりに貢献したい」と力強く抱負を語っていました。

町議会議員と農業委員との意見交換会



10月25日、宮代町議会議員との意見交換会を行いました。

テーマとして、『遊休農地対策』、『新しい村について』及び『町の特産品開発について』等、活発な意見交換会となりました。

議会議員の皆様には宮代町の現状の農業をご理解いただけたと思います。

農地法 まめ知識

〈農地法第3条届出〉

Q 父が亡くなって、父所有の農地を私が相続することになりました。

このような場合、申請とか届出は必要なのでしょうか？

A 相続によって、農地の権利(この場合ですと「所有権」)を取得する場合には、農地法の許可を受ける必要ありません。(農地法第3条第1項第12号)

しかし、そのことを農業委員会に届出をしなければなりません。是非、農業委員会までお越しく下さい。

編集後記

農業者の公的代表である農業委員会組織としての情報の受信活動が重要になっていきます。

今日、農業委員会と農業者、地域住民との信頼関係づくりの活動等が重要になっております。

また、農業者への農政情報の普及、提案及び要望などの確かな把握、発信等情報の受発信を向上させる必要があります。

このため、地域の農業者等に対する農業委員会情報提供活動として農業委員会だよりを発行することになりました。